

取組項目	経営方針 1	(1)	担当部課 (室)名	知事直轄組織 広報課
	①トップの発信力を活かした県政情報の発信			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

月2回を目途に知事定例会見を実施し、特にニュース性の高い話題を知事自らが提供しているほか、報道機関の求めに応じ、国政や社会的に重大な事案についてコメントの発表やぶら下がり取材を設定しています。

また、知事が出席する会議や行事等の催しをはじめとした、明日の行事予定一覧を報道機関へ毎日提供するとともに、県ホームページに「ようこそ知事室へ」のコーナーを設け、知事会見の概要や知事の日々の公務についての情報等を発信しています。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

知事が出席する会議や行事等の催しの設定、情報発信のタイミング、表現方法等について、情報の受け手側を意識した工夫に全庁挙げて取り組むことにより、県政や県内の情報がより効果的に発信され、迅速かつ着実に届けられるようにします。

(2) 具体的な取組内容

拡①知事定例会見における市町情報コーナーの新設

知事定例会見を月2回から原則毎週の開催とし、発信の頻度と情報の新鮮さを向上するとともに、市町の特産品などを取り上げる「今月のイチオシ」コーナーを設け、市町の情報発信力の向上と、会見そのものの話題性を高めます。(平成26年度取組開始済)

拡②報道対応のポイントの周知と部局対象の研修の実施

県庁全体の情報提供に対する意識を高めるため、報道対応のポイントを庁議等を通じて周知する(平成26年度実施済)とともに、部局ごとに研修を実施します。

(3) 目標

- ・知事による情報発信力の強化
- ・「情報は知ってもらってなんぼ。必要なところに届いてなんぼ」の意識を全職員が共有することによる、より戦略的な情報発信の推進

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①知事定例会見における市町情報コーナーの新設	(10月開始)	継続実施			
②報道対応のポイントの周知と部局対象の研修の実施	ポイント周知(11月実施)	部局研修の実施			

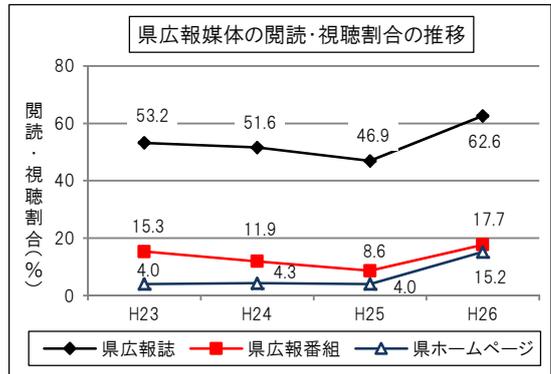
取組項目	経営方針 1 (1)	担当部課 (室)名	知事直轄組織 広報課
	②多様な媒体による効果的な広報の展開と 職員の広報マインドの向上		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

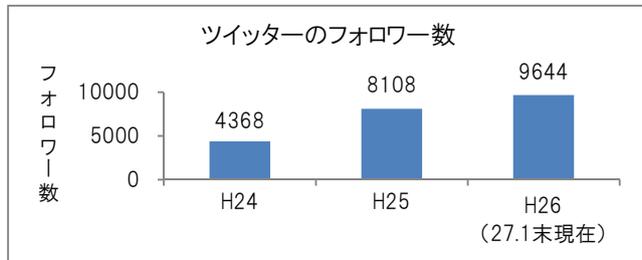
多様な媒体による効果的な広報の展開については、広報誌やテレビ、ラジオ等の広報番組、ホームページ、新聞、雑誌広告など幅広い媒体を活用し、情報発信に努めていますが、厳しい財政状況の中、有償の広報媒体を活用した情報発信の機会は、減少傾向にあります。

一方、ツイッターやフェイスブックに代表されるSNSの利用者は若年層を中心に増えており、本県においても平成24年3月から「滋賀県公式ツイッター」を、平成25年7月から「滋賀県公式フェイスブック」の運用を開始し、日々の情報発信に努めています。

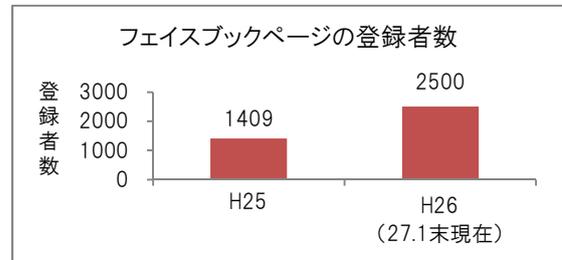
また、職員の広報マインド向上のため、平成23年度に「広報マニュアル」を作成し、各所属に配布したほか、年度ごとに改訂し、総合事務支援システムに掲載することで職員の活用を促すとともに、ブラッシュアップ研修「すぐに役立つ！広報・広聴基礎講座」や新採フォローアップ研修を実施しています。



既存広報媒体の閲読・視聴割合は、やや減少傾向が続いていたが、平成26年度は大きく上昇



ツイッター、フェイスブックの登録者数は、順調に伸びている



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

ホームページや広報誌等の広報媒体に、ツイッターやフェイスブックなどの双方向性を持つ媒体を組み合わせ、効果的な広報を行い、県民等が求める情報をわかりやすく、タイムリーに伝えます。

また、職員一人ひとりの広報マインドや広報能力の一層の向上を図るため、「広報マニュアル」を全面改訂し、より実践的な広報研修を実施します。

(2) 具体的な取組内容

① SNSのより効果的な活用による情報受発信

県公式ツイッターや県公式フェイスブックを積極的に活用し、防災情報も含め、県民が必要とする情報をタイムリーに発信します。また、県民ニーズやSNS利用環境の変化を踏まえ、新たなSNSの活用を含めた発信手法の見直しを適宜行います。

② 「広報マニュアル」の全面改訂とより実践的な広報研修の実施

社会環境やSNS等の利用環境の変化を踏まえ、「広報マニュアル」を全面的に改訂します。

また、常に県民（受け手）の立場に立った情報発信を行うため、新たな「広報マニュアル」を活用した、より実践的な広報研修を実施します。

(3) 目標

- ・ 県公式ツイッターのフォロワー数
平成26年度（H27.1末現在）9,644人 → 平成30年度末 18,000人
- ・ 県公式フェイスブックページの登録者数
平成26年度（H27.1末現在）2,500人 → 平成30年度末 7,000人
- ・ 広報研修受講者に対するアンケートにおいて、「今後、広報マインドを意識して業務を進めたい」と回答した受講者の割合 80%以上

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① SNSのより効果的な活用による情報受発信	ツイッター、フェイスブックによる発信		新たなSNSの活用を含めた発信手法の見直し	県民ニーズに応じたSNSを活用した情報の受発信	
② 「広報マニュアル」の全面改訂とより実践的な広報研修の実施	現行マニュアルの改訂と研修の実施		広報マニュアルの全面改訂と研修の実施	新マニュアルによる実践的広報研修の実施	実践的広報研修の実施

取組項目	経営方針 1	(1)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課 総務部 財政課
	③施策構築や予算編成過程の透明化の推進			
1. 現状、課題、これまでの取組状況				
(1)施策構築過程の透明化 <p>施策構築過程については、基本構想のもと、翌年度に向けた施策構築方針の公表を行うとともに、現状と課題や施策構築の方向性、具体的な事業などについて、知事と各部局長が行う政策課題協議の実施概要を公表しています。</p> <p>その協議結果等を踏まえ、具体的な「実施計画」を策定し、各施策を展開するための主要施策を位置付けるとともに、事業ごとに事業目標、年次計画等を公表しています。</p> <p>さらに、基本構想で定める成果指標と「実施計画」の「事業目標」の進捗度、外部要因の変化等を中心に、基本構想の進行状況を毎年度把握・公表するとともに、その後の施策展開等に的確に反映することで、目標管理型行政運営を推進しています。</p>				
(2)予算編成過程の透明化 <p>予算編成過程については、予算見積額の公表から知事査定の一部や意見交換会の内容の公開、また予算案とともに予算措置状況や査定の理由を公表するなど、当初予算の編成の各過程において、多様な手法による公表、公開等を行い、透明化を図っています。</p>				
2. 計画期間中における取組				
(1)基本的な考え方 <p>行政経営に関する県民の関心が高まり、県政への参画が促進されるよう、政策課題協議などの施策の構築過程から基本構想の進行管理を適切なタイミングで公表します。</p> <p>また、予算編成過程の透明化については、編成の各過程での公表、公開等の取組を継続するとともに、県民等がアクセスしやすく、分かりやすくなるよう検討します。</p>				
(2)具体的な取組内容				
①施策構築過程の透明化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 翌年度に向けた施策構築方針の公表 ・ 施策構築過程における知事と部局長の協議概要の公表 ・ 市町への情報提供および意見交換の実施 ・ 基本構想推進のための「実施計画」や「重点施策のあらまし」の公表 ・ 基本構想進行管理の公表 ・ 県民満足度調査等で県民意識の把握に努め、施策展開に反映 				
②予算編成過程の透明化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の見積額、予算案の公表（報道機関への公表、ホームページに掲載） ・ 知事査定の一部の公開（テーマを設定し、知事査定の一部を報道機関に公開、その結果概要をホームページに掲載） ・ 会派議員と知事との意見交換会の公開 ・ 予算措置状況および査定理由の公表（予算見積から知事査定後における予算措置の状況を査定理由と併せて公表） ・ 予算編成システムを活用した公開（ホームページからアクセスできる仕組み） 				
(3)目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 翌年度に向けた施策構築方針や政策課題協議などの施策構築過程から基本構想の進行管理までを適切なタイミングで公表することによる透明化の推進 ・ 予算編成の各過程での公表、公開等の取組の継続、県民等がよりアクセスしやすく、分かりやすい情報提供の検討 				

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①施策構築過程の透明化					
翌年度に向けた施策構築方針の公表			継続実施		
施策構築過程における知事と部局長との協議結果の公表			継続実施		
市町への情報提供および意見交換の実施			継続実施		
基本構想推進のための「実施計画」・「重点施策のあらまし」の公表			継続実施		
基本構想進行管理の公表			継続実施		
県民満足度調査等で県民意識の把握に努め、施策展開に反映			継続実施		
②予算編成過程の透明化					
予算の見積額、予算案の公表			継続実施		
知事査定の一部の公開			継続実施		
会派議員と知事等との意見交換会の公開			継続実施		
予算措置状況および査定理由の公表			継続実施		
予算編成システムを活用した公開	予算編成システムでの公開範囲の拡大(H27当初予算)		予算編成システムを活用した公開		

取組項目	経営方針 1 (1)	担当部課 (室)名	知事直轄組織 広報課 総合政策部 企画調整課 総合政策部 県民活動生活課県民情報室 総合政策部 情報政策課 商工観光労働部 商工政策課 商工観光労働部 観光交流局 農政水産部 食のブランド推進課
	④県の魅力や県政情報の積極的な発信		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

(1) 県の魅力発信

本県の豊かな自然や歴史・文化、産品などの魅力発信について、「ビワイチ」、「おいしが うれしが」キャンペーン、「ココクール」などに取り組むとともに、産学官が連携して「滋賀・びわ湖ブランド」の発信に取り組んできましたが、民間による各種ブランド力調査では、依然として低い評価となっています。この原因の一つに、滋賀の多様な魅力が全国に知られていないことがあると考えられることから、さらに効果的な全国・世界に向けた情報発信が必要です。

(2) 県政情報の発信

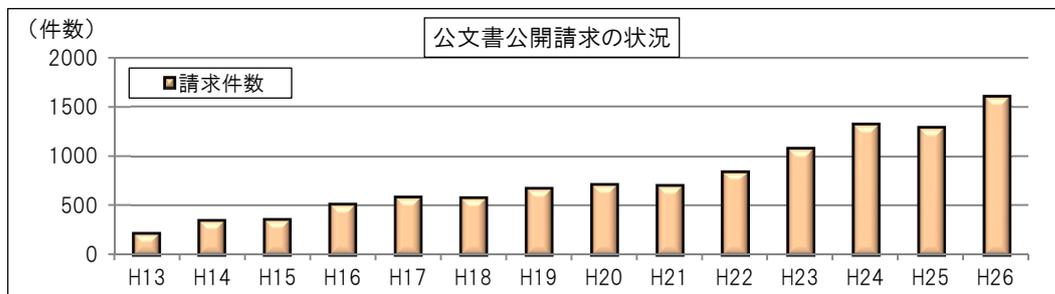
平成 22 年度の公文書公開請求の件数は 850 件でしたが、ここ数年は 1,200 件から 1,300 件程度まで請求件数が増加しており、平成 26 年度は過去最高を更新するペースで請求がなされています。

※新条例施行時（平成 13 年度）に比べ、請求件数は約 5 倍に増加

公文書公開請求の件数が増加の一途をたどっていることから、「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」の対象となる情報の拡大を検討する必要があります。

■公文書公開請求件数の状況（平成26年度は、12月末の状況(1,210件)からの推計値）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	増加
公文書公開 請求件数	223	353	361	514	587	578	675	712	704	850	1,084	1,322	1,290	1,600	1,067
対前年		130	8	153	73	-9	97	37	-8	146	234	238	-32	310	(H25-H13)



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

滋賀の魅力発信について、琵琶湖を始めとする豊かな自然、奥深い歴史・文化、地域の特性を生かした産品など本県の持つ素晴らしい魅力を広く国内外に向けて発信し、県のブランド力の向上を図ります。

また、開かれた県政の推進のため、県民共有の財産である県の保有情報の積極的な発信を行います。

さらに、職員による出前講座や、施設見学会等の取組の充実を図り、県民ニーズに応じたきめ細かな情報提供を図ります。

(2) 具体的な取組内容

拡①滋賀・びわ湖ブランドの発信

「滋賀・びわ湖ブランドネットワーク」を中心に産官学が連携し、滋賀に培われてきた魅力をデザイナーやアーティストとともに新たな視点で調査・発見し、発信することによって「滋賀・びわ湖ブランド」の発信に努めます。

観光ブランド「ビワイチ」、環境こだわり農業や「おいしが うれしが」キャンペーン、「ココクール マザーレイク・セレクション」などの取組を通じて、滋賀の魅力を広く発信するとともに、戦略的県外PR事業の活用や、首都圏における情報発信機能を強化することにより、国内外から観光客の増加や商品競争力の強化を図ります。

②「情報提供の推進に関する要綱」の見直しおよび積極的な情報提供の推進

行政の透明性・信頼性を向上し県政への関心を高めるために、国の策定する「電子行政オープンデータ戦略」による取組を参考にしながら、県が保有する各種行政情報等のオープンデータ化など、県民への積極的な情報提供に努めるとともに、増加傾向にある公文書公開請求の状況を踏まえ、情報公開・個人情報保護調整会議を開催し、さらに情報提供推進要綱の対象とすべき情報がないか検討します。

(3) 目標

- ・観光入込客数（延べ）
平成 25 年度 4,523 万人 → 平成 30 年度 4,800 万人
- ・情報公開・個人情報保護調整会議の開催、前年度の情報公開請求制度の運用状況を分析した上で、情報提供推進要綱の対象とすべき情報の庁内での確認の実施（毎年度）

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①滋賀・びわ湖ブランドの発信		滋賀・びわ湖+DESIGN プロジェクトの推進			
②「情報提供の推進に関する要綱」の見直しおよび積極的な情報提供の推進		調整会議開催、情報提供対象項目の追加検討および実施（毎年度）			

取組項目	経営方針 1 (1)	担当部課 (室)名	知事直轄組織 防災危機管理局 総合政策部 県民活動生活課 総合政策部 情報政策課 警察本部 生活安全企画課
	⑤安全・安心に関する情報の提供		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

県では、防災・防犯情報等の緊急情報を迅速かつ広く県民に提供するため、地デジデータ放送および携帯電話等のe-mailを活用した「しらせる滋賀情報サービス（しらがメール）」の運用を平成21年4月から開始しました。

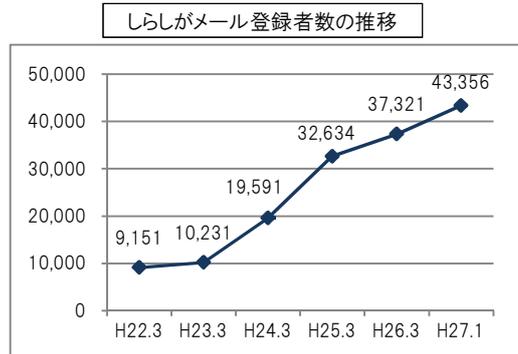
県ホームページやラジオにより、「滋賀県女性・子ども・高齢者等を守るための犯罪多発警報等発令制度」による警報・注意報を発令して犯罪に遭わないよう呼びかけているほか、ホームページで犯罪発生情報や犯罪被害に遭わないための情報等の提供を行っています。

加えて、警察本部ではしらがメールによる振り込め詐欺等、県民が特に身近に感じる犯罪発生情報の発信や、携帯電話からもアクセスできる犯罪発生マップを、警察本部ホームページに公開しています。

今後の課題として、各市町に対する県や警察署からのきめ細かい犯罪情報の提供等により、市町の実情に応じた積極的かつ有効な防犯対策を支援する必要があるほか、最新の防犯情報を県民に提供するため、ホームページを適宜に更新するなど、関係部局が連携の上、スピード感をもって対応する必要があります。

県ホームページに防災ポータルサイトを設け、地震、風水害等の緊急情報、予想される様々な危険性を事前に知らせる防災情報マップ、生活防災に役立つ情報や地域で取り組まれている防災活動などを紹介する地域防災ちえ袋等のメニューを通じて、防災対策に関する情報を提供しています。

しかしながら、既存のシステムが老朽化し、最新のWebブラウザに対応していないなど、情報の受け手となる住民のニーズを十分に満足できていない課題があります。また、災害時には自治体からの情報を期待する住民が多いことから、誰にとっても分かりやすく、必要な情報がタイムリーに入手できるよう、メニューや内容の充実を図る必要があります。



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

多くの県民に安全・安心に関する情報を迅速かつ分かりやすく提供します。

犯罪発生情報等については、県から発信する犯罪発生状況等の情報や「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の改正を踏まえ、警察署から提供される犯罪情報が市町において有効活用されるよう、県として必要な支援を行うほか、最新の防犯情報を県民に提供していくため、一層、迅速な情報発信を図ります。

緊急時の情報提供に当たっては、災害情報に求められる①正確性、②迅速性、③効率性（一元的な情報取得）の確保を目指すとともに、生活防災の視点から、平常時から県民が利用し、慣れ親しむことができるよう、メニューや内容の充実を図ります。

(2) 具体的な取組内容

① 「しらがメール」登録者数の拡大

より多くの県民に安全・安心に関する情報を受け取っていただけるよう、コンテンツの充実を図るとともに、チラシの配布やその他広報手段による普及・啓発を行い、「しらがメール」登録者数の拡大に努めます。

② 防犯情報の活用に関する市町への支援

県（土木事務所）、市町、警察署等で構成される地域安全なまちづくり連絡協議会において、「市町ホームページへの掲載」「市町運営ツイッターによる情報提供」「自治会回覧」「自主防犯活動団体への情報提供」「管下各学校への配信」「各種会議での活用」などの防犯情報の活用方法について情報提供するなど、効果的な取組の支援を行います。

③迅速な情報提供

県と警察本部とが連携して、最新の犯罪情報を迅速に発信するとともに、犯罪発生情報だけでなく、犯罪の分析結果を受けた防犯対策や被害に遭わないための情報についても提供します。

④新たな防災ポータルサイトの構築

災害に関する情報を迅速にホームページに掲載するため、避難勧告や避難所開設などの情報を取り扱う滋賀県防災情報システムと連動する新たな防災ポータルサイトを構築し、一元的な情報発信を行います。また、メニューの一つである防災情報マップを再構築し、情報表示の速度を高め、最新のWebブラウザに対応することにより、操作性の向上を図ります。さらに、民間気象会社と連携することにより、県民自らが防災情報を自発的に提供し、相互に共有できる仕組みをつくります。

(3) 目標

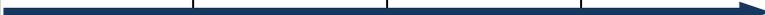
- ・「しらしがメール」登録者数
平成 27 年 1 月末時点 43,356 人 → 平成 30 年度末時点 64,000 人
- ・県内の全市町において、県が提供する防犯情報（犯罪多発警報、犯罪発生情報等）がタイムリーかつ効果的に活用されるための支援
- ・犯罪情報等の迅速な発信と、そのための県と警察本部との緊密な連携
- ・新たな防災ポータルサイトの構築（平成 27 年度）

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①「しらしがメール」登録者数の拡大	現行システムの運用、普及・啓発の実施	配信項目・内容について随時追加・見直し			平成 31 年 3 月に次期システム更新
②防犯情報の活用に関する市町の支援	防犯情報の効果的な活用の研鑽	市町への防犯情報の活用支援			
③迅速な情報提供	県と警察本部との連携による情報提供	最新情報の提供			
④新たな防災ポータルサイトの構築	防災情報マップの更新	新たな防災ポータルサイトの構築	サイトの安定的運営、メニューの充実検討		

取組項目	経営方針 1 (1)	担当部課 (室)名	総合政策部 県民活動生活課県民情報室 総合政策部 情報政策課 総合政策部 統計課
	⑥オープンデータ化の推進		
1. 現状、課題、これまでの取組状況			
<p>各行政分野の計画や方針、予算編成過程、入札執行情報、各種統計や調査結果資料をデータ化し、県ホームページで公開していますが、各データは独自形式で作成し、大半は Excel や PDF ファイルで提供されており、データの権利関係や利用ルールも明確でないことから、誰もが簡単に二次利用できる状態ではありません。</p> <p>公開される公共データは、誰でも自由に利用できるようにすることで官民の情報共有が促進され、協働による新たな行政サービスの提供や、民間サービスの創出が期待できるようになります。</p> <p>国では「電子行政オープンデータ戦略」(平成 24 年 7 月策定)に基づき、ルール等の整備やデータ形式等の標準化が進められ、各府省が保有する公共データを横断的に検索できるデータカタログ(データ公開用の専用ポータルサイト)の運用が開始されています。また、同戦略では、地方公共団体にも主体的かつ積極的に取組を進めることが求められています。</p> <p>平成 26 年 2 月以降、産学官の情報連携組織「滋賀県地域情報化推進会議」において、先進事例などの情報収集、企業側のニーズや自治体が提供できるデータの調査など、オープンデータの利活用についての検討を始めています。</p> <p>今後、庁内で保有するデータの利活用やオープンデータ化を進めるためには、ルールの統一や取組の推進を図る体制の整備が必要です。また、自由なデータ利用の促進にあたっては、データの著作権や利用に対する責任の取扱い、改ざんへの対策などにも十分な考慮が求められます。</p>			
2. 計画期間中における取組			
(1) 基本的な考え方			
<p>オープンデータ化の取組は、行政の透明性・信頼性を向上し県政への関心を高める効果とともに新たな行政サービスの提供や民間サービスの創出が期待できることから、推進に向けた庁内の体制やデータ作成のルールづくりを進めるとともに、国の策定するガイドラインや民間ニーズ調査などにも留意して、県が保有する各種行政情報等のオープンデータ化と、その利用促進に積極的に取り組んでいきます。</p>			
(2) 具体的な取組内容			
新①庁内推進体制の整備			
取組の中核となる関係部署調整機関の設置や、オープンデータ化ルールの整備を行います。			
新②保有情報のオープンデータ化			
既存公開データのオープンデータ化、対象となる情報やデータの調査、新規データの整備と公開、データカタログの構築と運営を行います。			
新③オープンデータ利活用の促進			
民間ニーズの把握(地域情報化推進会議、データソン ^{※1} など)およびデータ活用アプリの開発促進(民間等との協働、ハッカソン ^{※2} など)を行います。			
<p>※1 データ活用方策のアイデアを競う集会</p> <p>※2 データ活用アプリケーションの共作・公開を行う集会</p>			
(3) 目標			
<p>・オープンデータ化率</p> <p>〔 オープンデータとして公開する必要性またはニーズが認められる情報・データのうち、二次利用が可能な形で公開されているものの比率 〕</p> <p>平成 26 年度 0% → 平成 30 年度 100%</p>			

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 庁内推進体制の整備	関係部署の合意形成	庁内調整機関の設置 ルールの整備・周知	取組状況の把握、取組促進 		
② 保有情報のオープンデータ化		対象となるデータ等の調査 ～可能な部分から順次オープンデータ化	既存公開データのオープンデータ化 		
			オープンデータの整備～データ公開 		
③ オープンデータ利活用の促進	先進事例研究		データカタログの構築 利活用ニーズの調査、掘り起こし 		
			利活用促進施策の実施（ハッカソン等） 		

取組項目	経営方針 1	(1)	担当部課 (室)名	総務部 財政課 総務部 税政課
	⑦多面的な財政情報の提供			
1. 現状、課題、これまでの取組状況				
<p>県では、県財政の見える化の観点から、ホームページ等の媒体を活用し、多面的な財政に関する情報の提供に取り組んでいます。</p> <p>(1)健全化判断比率等 平成 20 年 4 月から施行された地方公共団体の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率および資金不足比率等の公表を行うとともに、県公報である財政事情や県のホームページなどで情報提供を行っています。</p> <p>(2)財務書類 地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針に基づき、企業会計的手法による財政分析ツールとして、平成 20 年度決算から以下の財務書類 4 表*の整備に取り組み、県公報である財政事情や県のホームページなどで情報提供を行っています。 ※①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書</p> <p>(3)財政事情(県公報) 条例に基づき、本県の財政の状況や運営について、年 2 回、県の公報として公表しています。 この財政事情では、当初予算や決算の概要、予算の補正状況や執行状況などのほか、健全化判断比率等の財政指標や財務書類 4 表、また人口類似団体との比較による財政分析や本県の課題についてお知らせしています。</p> <p>(4)県民向け資料(小学校～高校)の作成および公開 本県の予算や財政状況について、分かりやすい表現や図などを用いた資料*を作成し、県のホームページで公表しています。 ※①滋賀県財政の状況、②県のお財布事情</p>				
2. 計画期間中における取組				
(1)基本的な考え方				
<p>これまでの多面的な財政に関する情報の提供の取組を継続していきます。 さらに、以下の取組について検討、実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業会計的手法による財政分析ツールとしての財務書類 4 表の見直しを行い、国の新たな統一の基準に適切に対応していきます。 県の予算や財政状況について分かりやすい資料を検討、作成し、提供します。 				
(2)具体的な取組内容				
<p>拡①新たな統一の基準に基づく財務書類の整備 固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした、国の新たな統一の基準に基づく財務書類を整備します。</p> <p>新②分かりやすく学べるテキスト等の作成 県政に対する参加意識の醸成を図るため、県の予算や財政状況について分かりやすく学べるテキスト等を検討、作成し、提供します。</p>				
(3)目標				
<ul style="list-style-type: none"> 新たな統一の基準に基づく財務書類の整備 →国のスケジュールに歩調を合わせ、平成 29 年度から実施 分かりやすく学べるテキスト等の作成 →課題等の整理を含めた検討を行い、平成 28 年度に作成 				

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

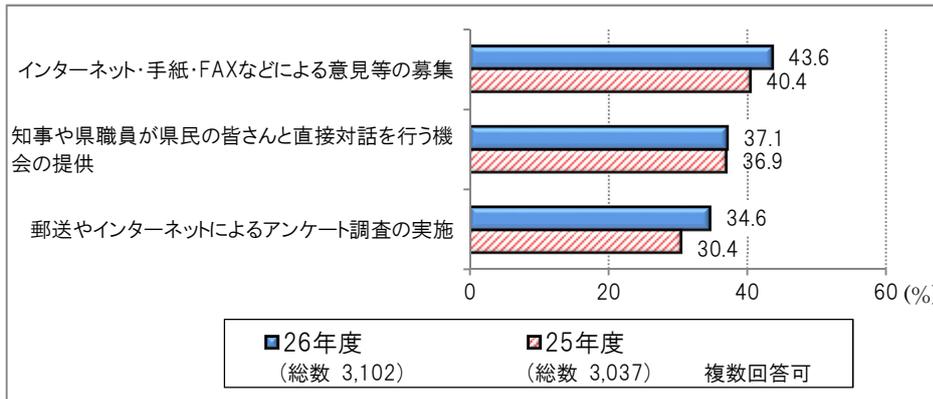
取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①新たな統一 的基準に基づく 財務書類の整備	国の基準やマニュアル等 の分析、体制等の検討 	課題の整理 と実施体制 等の検討	固定資産台 帳整備およ び複式簿記 の導入	新たな統一 的基準に基づ く財務書類の整備 	
②分かりやす く学べるテキ スト等の作成	対応方針、既存 資料の見直し 等	学校現場で の活用を見 据え、関係部 局間で調整 (内容の骨格 検討、庁内 調整 等)	具体的な活 用方法とス ケジュール を再調整 テキスト内 容の構築 (小・中・高 別に内容を 検討)  (平成29年度から活用)	テキスト等 の活用 	

取組項目	経営方針 1 (2)	担当部課 (室)名	知事直轄組織 広報課
	①県民とのきめ細やかな対話の実践 ②県民の声の施策への一層の反映		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

「県民と知事の直接対話事業」や「県政世論調査」、「県政モニター制度」、「知事への手紙」などの広聴事業により、様々な県民の声を聴き、関係部局につなぐことにより、県政運営に活かすよう努めているところですが、今後も、社会的諸課題に直面して生まれている多種多様な県民の声が県政に届く機会の充実が必要です。

■県の広聴活動への要望（県政世論調査の結果）



「県民の皆さまのご意見やご提案などをお聴きするために、さらにどのような場の提供や取り組みを進めるべきと思いますか。」との質問に対する回答数の多い3項目

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

職員一人ひとりが、常に生活者の視点に立ち、困難な課題解決や新たな価値の創造に県民と一緒に取り組むという姿勢のもと、様々な機会を捉えて、県民とのきめ細やかな対話を実践します。

また、積極的に県民の声に耳を傾け、県民ニーズを的確に捉えることで、県民の声の施策への一層の反映を図り、県民の理解と共感へとつなげます。

(2) 具体的な取組内容

① 各種広聴事業の実施

施策への一層の反映を図るため、県民と知事の直接対話事業(「こんにちは!三日月です」)、「県政世論調査」、「県政モニター制度」および「知事への手紙」を継続実施します。

新②「県民と知事との県政テレビ対話事業」の実施

参加者および番組視聴者からの意見を聴き、県政の推進に活かすため、県政の重要課題をテーマにした県民と知事とのテレビ対話番組を放送します。

拡③県民の声の聴取機会の充実

県民の声の各部局施策への反映を図るため、県民と職員が直接対話する機会を設ける(「県政どこでもトーク」の充実)とともに、県政モニターとの直接対話の機会(「県政モニタートーク」)を設けます。

④より実践的な広聴研修の実施

県民の声を意識した取組が進むよう、職員の広聴マインドの向上等を図るため研修を実施します。

(3) 目標

- ・「こんにちは!三日月です」の開催
平成 26 年度 年 10 回 → 平成 30 年度 年 18 回
- ・県政モニターアンケートの実施
平成 26 年度 年 12 回 → 継続実施 (毎年度 12 回)

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

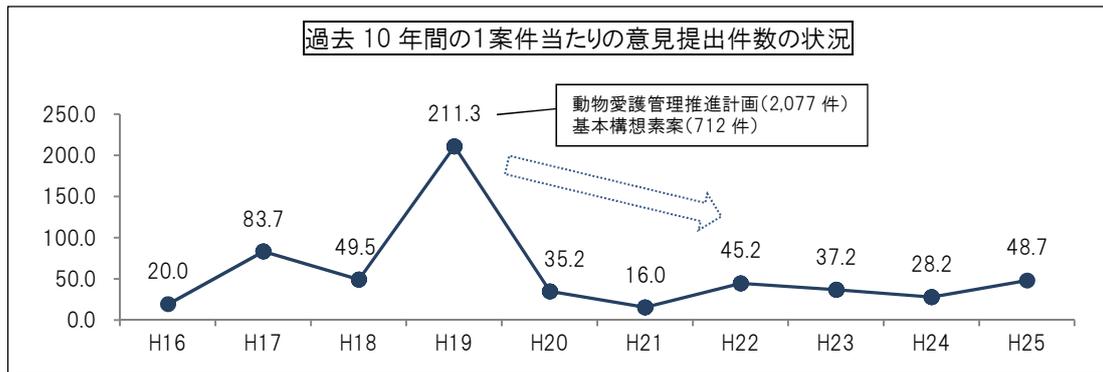
取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①各種広聴事業の実施			計画的に実施		
②「県民と知事との県政テレビ対話事業」の実施		上半期および下半期に計画的に実施			
③県民の声の聴取機会の充実			計画的に実施		
④より実践的な広聴研修の実施			計画的に実施		

取組項目	経営方針 1	(2)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
	③県民政策コメント制度の活用推進			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

県政の基本的な政策を立案する過程において、政策の趣旨、内容等の必要な事項を県民等に公表し、これらに対して提出された県民等の意見、情報および専門的な知識を政策に反映させる機会を確保する手続きとして、「滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱」を平成12年度に制定しました。

制度として定着が図られたものの、制度発足当初からすると意見提出件数は、案件によって左右されるものの全体としては低下傾向にあります。



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

県政の基本的な政策を立案する過程において、政策の趣旨・内容等を公表し、県民の多様な意見等を反映することを目的とする「県民政策コメント制度」は、県民の声を県政に活かすための重要な手段であり、実施案件の情報発信等を充実させるなど、より一層、制度が活用されるよう取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

①関係者等への周知

案件に係る有識者や県民、利害関係者（団体）へ周知することにより、様々な観点からの意見提出が期待できることから、案件に係る関係者等への周知を徹底します。また、必要に応じて説明会や意見交換会等の開催を行うよう努めます。

②あらゆる広報媒体等の活用

多くの県民等の皆さんの目に触れるようプラスワン、テレビ、ラジオ、twitter、facebook、メルマガなどあらゆる広報媒体等を活用し、実施案件の周知を徹底します。

③分かりやすい資料の作成

意見をいただくためには、資料の分かりやすさも重要であることから、実施案件の資料の公表に当たっては、図やグラフを用いたり、分かりやすい言葉づかいや文章作成を行うよう徹底します。

④実施予定案件名等の事前公表

年度当初に実施予定案件名や実施予定時期を事前公表し、県民等に早い段階から実施案件について認知されるよう周知を図ります。

新⑤実施案件周知の取組状況の公表

実施案件ごとに意見提出件数や案件周知の取組状況等を整理した一覧を公表し、各所属における実施案件周知の取組の徹底を図ります。

(3) 目標

- ・実施案件のより一層分かりやすく効果的な周知徹底

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

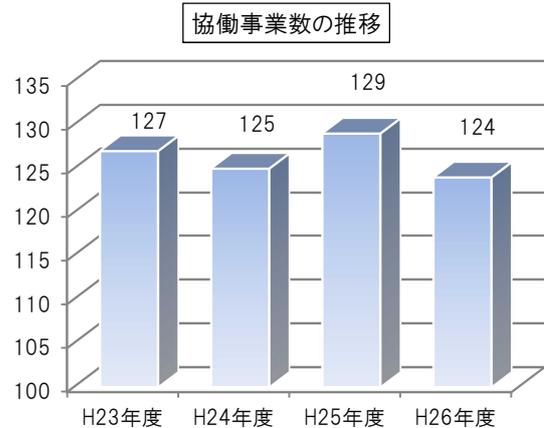
取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①関係者等への周知					
②あらゆる広報媒体等の活用			継続実施		
③分かりやすい資料の作成	→				
④実施予定案件名等の事前公表			継続実施		
	→				
⑤実施案件周知の取組状況の公表			実施状況一覧の公表		
	→				

取組項目	経営方針 1 (3)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
	①「(仮称)協働推進ガイドライン」の策定・運用		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

複雑・多様化する地域課題や住民のニーズに対応するため、これまで専ら行政が担ってきた公の領域についても、住民、地域団体、NPO、企業等の多様な主体と積極的に協働し、ともに地域を支え合う社会づくりを推進することが求められています。

本県では、これまでに多様な主体との協働を進めるため、職員の協働に係る理解を促進するための研修・講座の開催、協働推進員の設置、職員向け啓発通信「しが協働通信」の発行、「協働を始めるためのヒント集」の作成等の取組を行ってきましたが、協働事業の実施件数が伸び悩んでいるなど、未だ十分とは言えない状況です。



※平成26年度は、当初予算ベースの協働事業数

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

協働型県政を体系的に進めるため、協働の基本的な考え方やメリット、手順等を具体的に定めた職員向けのガイドラインを策定するとともに、新たな協働事業の実施および既存事業の取組内容の充実を図り、全庁的な協働の取組を進めます。

(2) 具体的な取組内容

新①「(仮称)協働推進ガイドライン」の策定

多様な主体との協働を体系的に進めるために「(仮称)協働推進ガイドライン」を策定します。ガイドラインでは、協働型県政の目指すべきビジョンや協働の意義、効果、庁内における協働推進体制等を定めます。

新②「(仮称)協働推進ガイドライン」の運用

職員の協働に対する理解を深めるとともに、ガイドラインを有効に活用した研修・講座を実施すること等により、新たな協働事業の実施および既存事業の取組内容の充実等を図ります。

(3) 目標

- 多様な主体との協働事業数
平成26年度 124事業※ → 平成30年度 200事業
※平成26年度当初予算ベースの協働事業数

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①「(仮称)協働推進ガイドライン」の策定		内容の検討 および策定			
②「(仮称)協働推進ガイドライン」の運用		ガイドラインに基づく協働事業の推進 			

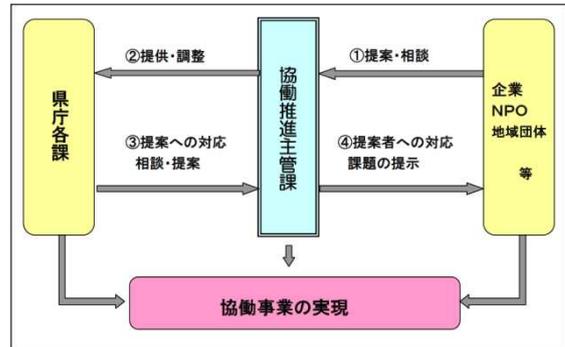
取組項目	経営方針 1 (3)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
	②民間との協働に関する提案募集・相談窓口等の運用		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

県と多様な主体との協働を進め、民間の社会貢献活動や地域活動の活性化を図ることにより、行政サービス等の充実を図るため、平成 24 年度より、協働提案や相談を受ける総合的な窓口を設置しているところです。しかし、これまでに、寄せられた提案・相談の件数は累計で 12 件と少数に止まっています。

今後、協働事業の新規実施や既存の協働事業の充実を図るためには、より多くの提案や相談が寄せられるよう改善を講じる必要があります。

民間との協働に関する提案募集・相談窓口のイメージ図



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

多様な主体と県との協働を推進するため、県民や民間団体等からの協働に関する提案や相談を受け付ける体制を充実します。併せて、県の担当所属が民間との協働を検討・推進する際の庁内の相談にも対応することとし、協働事業の推進を図ります。

(2) 具体的な取組内容

民間との協働に関する提案募集・相談体制の充実

- 協働に関する様々な提案や相談を受け付ける体制を充実します。

(受け付ける提案等の内容)

- ① 県から民間に対して連携や協働を求めるもの
- ② 民間から県に対して連携や協働を提案するもの

- 提案等の募集にあたっては、県が協働を想定する政策分野等を例示するなど、より多くの提案等が寄せられるよう改善を講じるとともに、関係機関との効果的な連携による相談窓口の周知に努めます。
- 「滋賀県と民間との協働に関する情報コーナー」を設け、ボランティアなどの県民の協力を広く求めている県事業を一括して情報提供します。

(3) 目標

- 協働推進主管課において協働に関する提案・相談等を受け付けた件数 (年間)
平成 26 年度 4 件 → 平成 30 年度 20 件

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
民間との協働に関する提案募集・相談体制等の充実	運用	内容の見直し (相談体制の充実)	新たな内容での運用		

取組項目	経営方針 1	(3)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
	③協働型県政を支える人材の育成			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

自治体職員には、複雑・多様化する地域課題や住民のニーズに対応するため、住民、地域団体、NPO、企業等の多様な主体と積極的に協働し、ともに地域を支え合う社会づくりを推進することが求められています。

本県では、職員が、協働の基本的な考え方やメリット等について、正しく理解するとともに、その取組意識を高めるため、協働推進セミナーや協働推進員養成講座を実施してきましたが、協働型県政のより一層の推進に向けて、引き続き人材の育成を行う必要があります。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

協働型県政を支える人材を育成するため、県および市町の職員を対象とした各種研修や課題解決型協働推進講座等を実施し、職員の協働に対する理解促進とスキルアップを図ります。

(2) 具体的な取組内容

新①主査級職員向けの協働に関する研修の実施

中堅職員に対する意識啓発を目的として、政策研修センターの行う主査級職員研修に「多様な主体との協働」のカリキュラムを設け、協働の基本的な考え方やそのメリット等について学ぶ研修を実施します。

新②課題解決型協働推進講座の実施

協働の相手方と自治体職員が共に参加し、実際の事例の課題解決等を共に考える講座を実施し、新たな協働の取組および既存の協働事業の充実を図ります。

③協働推進セミナー（ブラッシュアップセミナー）の実施

協働の取組を実際の活動現場で学ぶとともに、職員が協働を実践するためのより具体的、実践的な内容を学ぶ研修を実施します。

(3) 目標

- ・主査級職員研修受講者に対するアンケートにおいて「今後、自らも協働事業に携わりたい」と回答した受講者の割合 80%以上

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①主査級職員向けの協働に関する研修の実施		研修内容の検討	研修の開催		
②課題解決型協働推進講座の実施		研修内容の検討	研修の開催		
③協働推進セミナーの実施			研修の開催		

取組項目	経営方針 1 (3)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課 総務部 経営企画・協働推進室
	④企業および大学との積極的な連携		

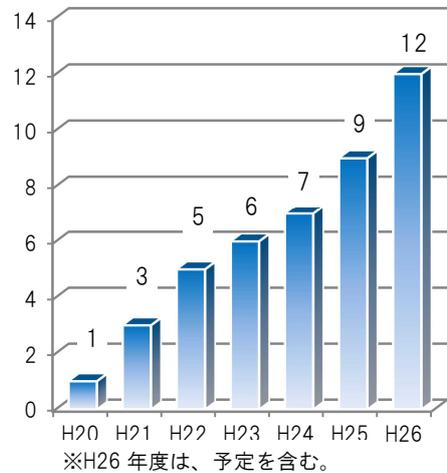
1. 現状、課題、これまでの取組状況

本県では、県と多様な主体がそれぞれの人的・物的資源を有効に活用して協働することにより、滋賀・びわ湖ブランドの推進、地域の活性化および県民サービスの向上等を図るため、平成 20 年度以降、社会貢献活動に積極的に取り組む企業等との包括的連携協定を 11 件締結しています。

また、県内には 13 大学・短期大学が立地し、約 38,000 人の学生が通学し、全国でも有数の学生比率の高い県であり、各大学の専門も、理工、経済、教育、医療、福祉、芸術、スポーツなど、多様な分野が網羅され、各地で大学や学生との連携事業が展開されています。さらに環びわ湖大学・地域コンソーシアムにおいても、地域課題の解決に向けて大学や学生と地域が連携した取組などが実施されています。

本県も少子高齢化による人口減少など、様々な課題に直面していることから、今後も、企業や県内大学の特色を活かした連携を推進し、地域の活性化や県民サービスの向上等を図る必要があります。

包括的連携協定の推移
(各年度末時点での累計協定締結数)



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

社会貢献活動に積極的に取り組む企業に対して、県との連携を呼びかけ、包括的連携協定の締結先を拡充するとともに既存の協定内容の充実を図ります。

また、企業と連携した共同研究や公共施設の維持管理など、官民協働の事業を推進します。

さらに、大学が有する専門的知見や学生の若い力、柔軟な発想が、本県のまちづくりや環境保全、産業振興、健康福祉など、多様な分野で発揮され、地域活性化に繋がるよう、県はもとより、地域との連携・交流を促進していきます。

(2) 具体的な取組内容

①企業との包括的連携協定の拡充

民間との協働に関する提案や相談を受け付ける窓口において、企業からの包括的連携協定に係る申出を積極的に受け付けるなどにより、協定締結先の拡充を図ります。

また、協定締結済み企業との定期的な意見交換等を行うことにより両者の相互連携や協働による取組の充実を図ります。

②大学との連携の推進

県と大学との連携事業を推進するとともに、環びわ湖大学・地域コンソーシアムや県内大学に呼びかけ、大学や学生と地域との連携・交流を促進します。また、大学から包括的連携協定の申出があった場合は、締結に向けて積極的に検討していきます。

(3) 目標

- ・企業等との包括的連携協定締結数 毎年度 1 件以上
- ・協定締結済の企業等との定期的な意見交換等による相互連携や協働の取組の充実

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①包括的連携協定の締結先の拡充	拡充に向けた取組の実施				
②大学との連携の推進	県と大学との連携の推進 環びわ湖大学・地域コンソーシアムや県内大学と地域との連携の促進				

取組項目	経営方針 1	(3)	担当部課 (室)名	総合政策部 県民活動生活課
	⑤多様な主体が活動しやすい基盤の整備			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

地域課題の解決に取り組むNPOは、概して人材面、資金面、情報発信力に課題があるため、県による「協働ネットしが」の運営やセミナー等の開催および淡海ネットワークセンターによる地域プロデューサーの養成（おうみ未来塾）、NPOへの助成（未来ファンドおうみ）、情報誌の発行（おうみネット）等で社会貢献活動を支援しています。

また、平成24年4月からNPO法人の認定等を行うとともに、平成25年4月には、NPO法人を条例で個別に指定する制度を創設し、税制優遇措置が受けられるNPO法人を増やすことで、NPO法人の活動基盤強化に努めています。

■認定等の法人数

年度	H24	H25	H26.4~H27.1
認定	0	9	2
仮認定	0	0	2

■条例個別指定の法人数

年度	H25	H26.4~H27.1
指定	1	0

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

資金面や人材面でNPOなど多様な主体の社会貢献活動に対する支援を行います。

また、NPOがより多くの人から共感、信頼、協力を得て社会貢献活動を推進できるよう、NPOに関する情報提供の充実とNPO法人の信頼性向上に努めます。

(2) 具体的な取組内容

①NPO法人の認定取得促進と寄附文化の醸成の推進

多様な主体の活動を資金面から支えるよう、NPO法人の認定取得を促進するとともに、県民に対する広報・啓発活動を行うことで寄附文化の醸成を推進していきます。

②マネジメント人材等の育成と多様な主体のマッチングの促進

（仮称）滋賀県市民活動活性化研究会を設置し、地域社会の現状と課題の分析、今後必要な施策等について検討します。また、当該研究会の結果を踏まえて、多様な主体の活動を人材面から支えるよう、専門的な知識を有する人材、マネジメント人材等を育成していくとともに、中間支援組織等の機能強化を図りながら、NPO、地縁組織、企業等の多様な主体のマッチングを促進します。

③NPOに関する情報提供の充実と信頼を毀損するNPO法人に対する改善指導

「協働ネットしが」の運営等を通じて、NPOに関する情報提供の充実を図ります。また、信頼を毀損する疑いのあるNPO法人に対して設立認証の取消しを含む改善の指導を行い、NPO法人の信頼性向上に努めます。

④淡海ネットワークセンターによる支援

淡海ネットワークセンターが行う地域創造人材の育成（おうみ未来塾）、市民ファンドによる助成（未来ファンドおうみ）、情報誌の発行（おうみネット）等の運営を支援することで、NPOの活動基盤強化を図ります。

(3) 目標

- ・認定・仮認定・条例個別指定を受けたNPO法人数
平成25年度 10法人 → 平成30年度 35法人
- ・事業報告書等をホームページで公表している法人の割合
平成25年度 87.3% → 平成30年度 95%

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①NPO法人の認定取得促進と寄附文化の醸成の推進	法人向けセミナー・相談会等の開催、公開シンポジウムの開催 等				
②マネジメント人材等の育成と多様な主体のマッチングの促進		(仮称)滋賀県市民活動活性化研究会の設置	中間支援組織等の育成・強化	多様な主体との協働の取組の促進	
③NPOに関する情報提供の充実と信頼を毀損するNPO法人に対する改善指導		「協働ネットしが」の運用改善	「協働ネットしが」の運用		
	信頼を毀損するNPO法人の設立認証の取消し等				
④淡海ネットワークセンターによる支援	地域創造人材の育成、市民ファンドによる助成、情報誌の発行 等				